

連帯保証書

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

会長 坂本 久 殿

(法人名)

1 私は、**株大阪宅建** に関し、同社の取引の相手方等からの請求により、宅地建物取引業法第 64 条の 8 の規定に基づいて弁済業務保証金の還付がなされた場合には、同法第 64 条の 10 の規定に基づいて同社が貴協会に支払うべき還付充当金納付債務について、連帯して保証いたします。

私は、次の①～③の場合においても、上記連帯保証の履行責任を負うことを確認・理解いたしました。

- ① 私が同社の代表取締役（代表者）を退任し、新任の代表取締役（代表者）が選任されない場合における還付充当金納付債務の一切。
- ② 私が同社の代表取締役（代表者）を退任し、新任の代表取締役（代表者）が選任された場合でも、新任の代表取締役（代表者）が貴協会に対し還付充当金納付債務についての連帯保証書を差し入れない場合における還付充当金納付債務の一切（なお、私が同社の代表取締役（代表者）を退任した後の同社の還付充当金納付債務を含みます）。
- ③ 私が同社の代表取締役（代表者）を退任し、新任の代表取締役（代表者）が選任され、新任の代表取締役（代表者）が貴協会に対し還付充当金納付債務についての連帯保証書を差し入れて連帯保証をした場合において、私が同社の代表取締役（代表者）を退任する以前の同社の行為に関する還付充当金納付債務の一切。

極度額 : 1,000万円

(極度額は、宅地建物取引業法第 64 条の 8 第 1 項の規定により①主たる事務所分として 1,000 万円、②設置する従たる事務所の数に 500 万円を乗じた額を算出し、①と②の合計額を記入。)

(法人名)

2 私は、**株大阪宅建** さんから、民法第 465 条の 10 所定の(1)財産及び収支の状況(2)主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況(3)主たる債務の担保として他に提供し又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容について、情報提供を受け、理解しています。

書類提出日記入

令和 2 年 4 月 30 日

住所

大阪市船越町 2-2-1-603 号

連帯保証人

宅建 太郎

印

実印

自筆

(求償 No.4 改民)

誓約書

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

会長 坂本 久 殿

弊社の代表取締役（代表者）変更の場合には、直ちに貴協会宛に変更届出書を提出するとともに、新任代表取締役（代表者）による別添の連帯保証書を提出いたします。

また、弊社において事務所を新設した場合や宅地建物取引業法第 25 条第 2 項の政令で定める額が増額になり、宅地建物取引業法第 64 条の 8 第 1 項の営業保証金額に相当する額が増額となった場合、その増額後の政令で定める営業保証金相当額を極度額とする連帯保証書を改めて提出いたします。なお、本誓約に違背した場合は直ちに退会いたします。

書類提出日記入

令和 2 年 4 月 30 日

(会社名)

株式会社 大阪宅建

代表取締役
(代表者)

宅建 太郎

印

会社の代表印